

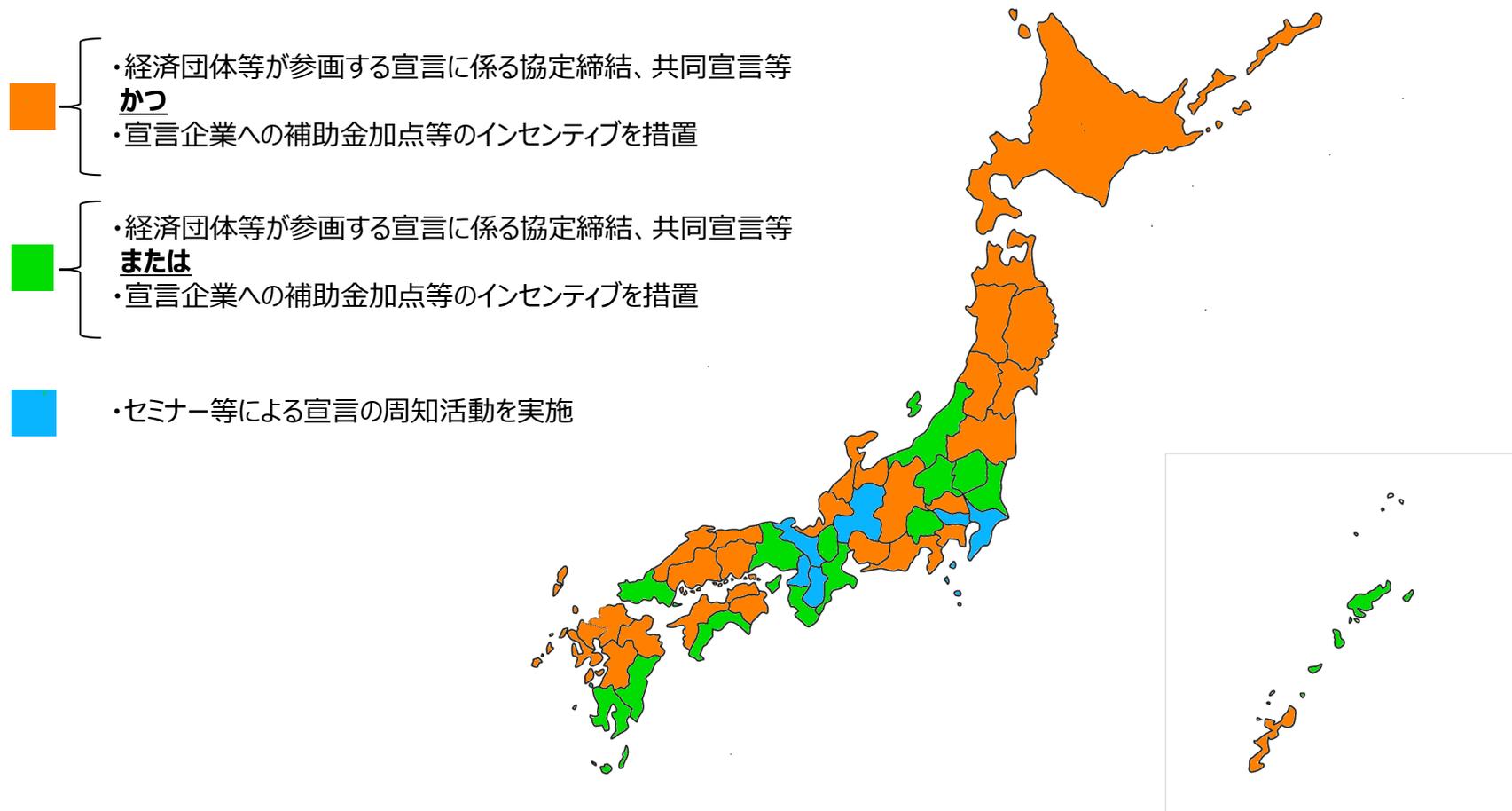
価格転嫁・取引適正化対策の 最近の動きと今後の価格転嫁対策

令和6年3月
東北経済産業局

地域におけるパートナーシップ構築宣言の拡大に向けて

- 「自治体・経済団体等による協定締結や共同宣言」、「宣言企業への自治体補助金での加点措置」などの地域での取組が47都道府県まで拡大。

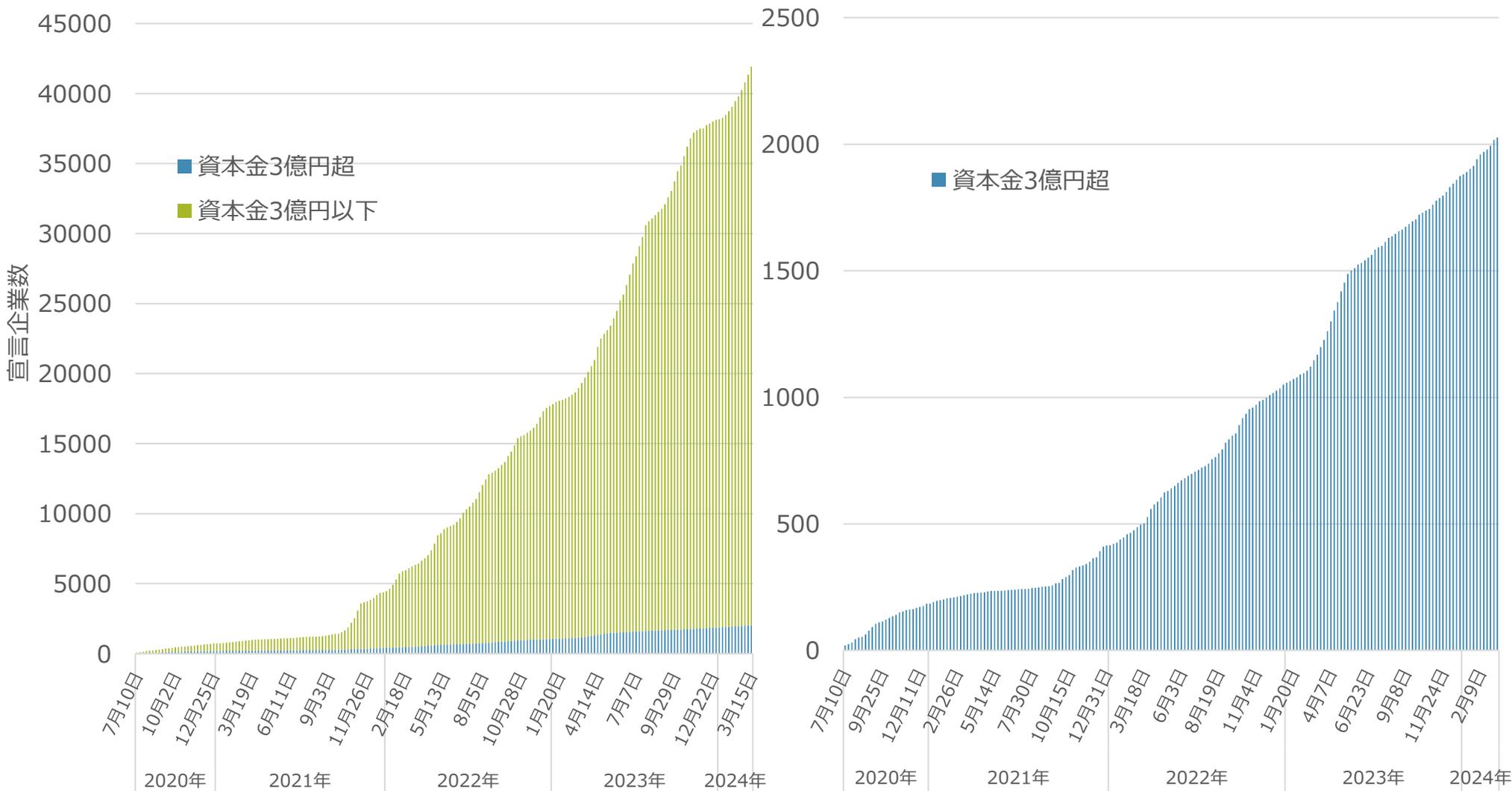
〈パートナーシップ構築宣言の拡大に向けた各地域の取組の現状（2024年3月15日時点）〉



パートナーシップ構築宣言の宣言数

● 2024年3月15日時点で**41,916社**が宣言（うち、資本金3億円超の大企業は**2,027社**）

■ 宣言数の推移



春闘に向けた賃上げ・価格転嫁対策の一連の施策

1月12日（金）	齋藤経産大臣より、価格交渉・転嫁についての「 企業リスト（220社） 」と、「 大臣名で指導・助言を行う旨 」の公表
1月15日（月）	岸田総理と、災害対応・賃上げ・投資等に積極的な中小企業との車座対話 (岸田総理、齋藤経産大臣、矢田補佐官、中小企業5社・大企業1社)
1月19日（金）	「 中小企業の活力向上WG 」(森屋副長官、藤井補、中企庁長官、関係局長) ⇒ 各業界における「自主行動計画」を、「労務費の指針の遵守」、「原材料・エネルギー価格の全額転嫁を目指す」方向での改正、約束手形、型取引の適正化 等を指示
1月22日（月）	「 政労使 の意見交換」(総理、芳野連合会長、十倉経団連会長・小林日商会頭 等)
1月下旬	春闘キックオフ（労使トップ会談）、 「 労務費指針 関係省庁連絡会議 」(村井副長官、各省局長)
2月	<ul style="list-style-type: none">・ 春闘 労使交渉本格化、・ 「次回3月の月間」での交渉・転嫁を、業界団体（約1500）へ依頼
3月	<ul style="list-style-type: none">・ 春闘 集中回答（3月中旬）→ その後、中小企業の賃上交渉が本格化・ 2024年3月「価格交渉促進月間」（6回目）の実施

価格交渉・転嫁の回答状況のリスト（一部）（2023年9月の価格交渉促進月間の結果）

● 1月12日、より一層の自発的な取引慣行の改善を促すため、下請中小企業10社以上から回答があった発注側企業全て（220社）について、「交渉・転嫁の状況」を整理した企業リストを、経済産業大臣より公表。

	法人番号	企業名	①回答企業数	②価格交渉の回答状況	③価格転嫁の回答状況
1	1010001000006	五洋建設(株)	16	イ	イ
2	1010001008668	J F E スチール(株)	11	イ	イ
3	1010001025515	N X 商事(株)	15	ウ	イ
4	1010001034730	(株)内田洋行	13	イ	イ
5	1010001088181	(株)セブン-イレブン・ジャパン	10	イ	イ
6	1010001092605	ヤマト運輸(株)	39	ウ	ウ
7	1010001098619	日鉄物流(株)	11	ウ	ウ
8	1010001112577	日本郵便(株)	11	イ	ウ
9	1010001132055	J C O M(株)	10	エ	ウ
10	1010401004837	N O K(株)	11	ア	イ
11	1010401009745	(株)小糸製作所	13	ア	ウ
12	1010401010455	(株)小松製作所	30	ア	イ
13	1010401013565	清水建設(株)	74	イ	イ
14	1010801001748	(株)荏原製作所	10	ウ	イ
15	1020001071491	富士通(株)	45	イ	ウ

**（価格交渉/
転嫁の評価）**

下請中小企業からの価格交渉、価格転嫁についての回答の平均値（※10点満点）をア、イ、ウ、エの4区分で整理。

- ア：7点以上、
- イ：7点未満、4点以上
- ウ：4点未満、0点以上
- エ：0点未満



(1月15日) 災害対応、賃上げ・投資等のチャレンジを進める中小企業を応援する総理車座対話

- 中小企業経営者等からは、能登半島地震への支援、賃上げのための積極的な価格交渉、生産性向上や事業再構築投資などの取組が紹介。

参加企業一覧（順不同・敬称略）

- ①(株)浜野製作所【墨田区 製造業】
代表取締役CEO 浜野 慶一
- ②(株)協和【群馬県 製造業】
代表取締役社長 八木橋 比佐樹
- ③FSX(株)【国立市 サービス業】
代表取締役社長 藤波 克之
- ④(株)広瀬製作所【大阪府 製造業】
代表取締役社長 廣瀬 恭子
- ⑤(株)東あられ本舗【墨田区 小売業】
代表取締役会長 小林 正典
- ⑥日立建機(株)
代表執行役社長兼COO 先崎正文



「政労使の意見交換」（1月22日）

- 政府と労使の代表による「政労使の意見交換」（第3回）が開催。
- 総理からは「**適正な価格転嫁を我が国の新たな商習慣として、中小企業間を含めてサプライチェーン全体で定着させる**」ための施策等を発言。



岸田総理発言

- ・ 第1に、経済界の皆さんには今年の春季労使交渉において、物価動向を重視し、**昨年を上回る水準の賃上げをお願いいたします。**…
- ・ 第2に、…我が国全体で賃金を引き上げていくためには、全従業員数の7割が働く、**中小企業・小規模企業における賃金引き上げが不可欠**です。**そのためには、労務費の価格転嫁を通じて、賃上げの原資を確保することが鍵**になります。政府としては、賃上げ税制の拡充や、…省力化投資補助金などの賃上げ促進策を実行に移すとともに、労務費の価格転嫁対策に全力で取り組みます。
- ・ 昨年末に決定した「**労務費指針**」に定めた**12の行動指針に沿った行動の徹底を産業界に強く要請**するとともに、独占禁止法等に基づく厳正な対応を行います。**適正な価格転嫁を我が国の新たな商習慣として中小企業間を含めて、サプライチェーン全体で定着**させます。このため、合計1873の業界団体に対し、**指針の徹底と取り組み状況のフォローアップ**を要請しました。さらにコストに占める労務費の割合が高い、あるいは労務費の転嫁率が低いと言った、特に対応が必要な**22業種**については、**各団体に対し自主行動計画の策定や、転嫁業況の調査改善を要請**いたします。フォローアップのため、**村井官房副長官をヘッドとして、関係省庁連絡会議を設置**いたします。実行あるのみです。
- ・ 第3に、医療・福祉・障害福祉分野などの**公的価格の引き上げ**です。…
- ・ 第4に非ホワイトカラー職の賃金の引き上げです。…政労使の議論が地方にも波及していくよう、厚生労働大臣は、経済産業大臣や公正取引委員会委員長と協力しながら、**地方版政労使会議の開催**を一層積極的に進めてください。

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」のポイント

- 価格転嫁の難しい**労務費**に関する「**発注者、受注者それぞれが採るべき行動**」の指針を、**内閣官房・公正取引委員会**が昨年**11月29日**に**策定・公表**。
- **受注者が価格交渉し易い**よう、**労務費、原材料費、エネルギーコスト**を分けて交渉するための**価格交渉の様式例**を添付。

〈価格交渉 様式例〉

・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

〇年〇月〇日

（発注者） 御中

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格（麦材費、部品購入費等）

（例）				
材料・品番	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円） / 単価上昇率（%）
.....				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）					
	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（%）
電気代					
.....					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）				
改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額	
円	円	%	円	
（例2）				
現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額	
円/人・日	人・日	%	円	
小計	円			

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等
小計 円

【発注者が採るべき行動】（ポイント）

- ① 転嫁を受け入れる取引方針を、**経営トップまで上げて決定**。その方針を社内外に示す。
- ② 受注者から求めがなくとも、**定期的な協議の場を設ける**。受注者から協議の求めがあればこれに応じる。
- ③ **公表資料**（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）**に基づく根拠資料を、合理的なものとして尊重**。
等 6 指針

【受注者が採るべき行動】（ポイント）

- ① **価格転嫁サポート窓口や下請かけこみ寺**、商工会・商工会議所等の窓口に相談するなど、**積極的に情報収集して交渉**する。その際に、**添付の「価格交渉 様式例」も活用**する。
- ② 根拠資料として、**最低賃金上昇率などの公表資料**を用いる。
等 4 指針

「労務費の指針」全国ブロック説明会（関東経産局の例）

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」
関東ブロック説明会
(Microsoft Teams によるオンラインとのハイブリット開催)

議 事 次 第

令和6年1月9日(火)
13時30分～15時

関東経済産業局1号館1階会議室

1. 開 会

- ・ 関東経済産業局産業部長あいさつ

2. 議 事

○講演①： 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

- ・ 質疑応答

○講演②： 取引適正化と価格転嫁促進に向けた取組

- ・ 質疑応答

3. 閉 会

(資料一覧)

- 資料1 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(概要)
 - 資料2 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
 - 資料3 取引適正化と価格転嫁促進に向けた取組
- (参考資料) フリーランスの取引に関する新しい法律ができました

以下の8つの地方ブロック
で説明会を開催済み

- ・ 北海道局 (1/18)
- ・ 東北局 (12/26)
- ・ 関東局 (1/9)
- ・ 中部局 (1/16)
- ・ 近畿局 (1/12)
- ・ 中国局 (1/10)
- ・ 四国局 (1/11)
- ・ 九州局 + 沖縄総合事務局 (1/15)

中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ（1月19日）

- 森屋官房副長官より関係省庁に対して、1. 業界ごとの取引適正化の自主行動計画、2. 約束手形・型取引の適正化 等について、以下の指示あり。



1. 自主行動計画の改定

労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方や、材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取組について、自主行動計画に反映するよう、各業界団体へ働きかけること。

2. 約束手形・型取引の適正化

約束手形：「現金化までの期間が60日を超える手形等を指導対象とする検討」について、2024年を目途に結論を得ること。「2026年の約束手形の利用の廃止」を見据え、手形の廃止に向けた取引慣行の見直しなど、働きかけを強化すること。

「型」の取引： 下請法等の厳正な執行を行うとともに、型取引の適正化について業界へ徹底。

下請中小企業振興法 「振興基準」の改正

価格転嫁を促進するため、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を改定し、

- ①適切な取引対価の決定にあたって「労務費の指針」に沿った行動を適切に取る
- ②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする 旨 を追記する。

「振興基準」は、

- ①下請振興法に基づく大臣名での「指導・助言」の基準、
- ②各業界団体（約60団体）が作成する自主行動計画でも、振興基準の遵守が謳われ、
- ③パートナーシップ構築宣言した企業は、「振興基準を遵守する」旨を宣言・公表する

ことから、関連する企業（特に発注者）へ、価格転嫁の実効性向上に繋げるもの

【自民党・中小調査会提言（2023年6月20日） 抜粋】

(1)物価高・賃上げ対策 ●構造的・継続な賃上げに向けた 価格転嫁対策の徹底

(前略)「原材料費・エネルギーコストについては適切なコスト増加分の全額の転嫁を目指す、労務費も適切な転嫁が必要」
という考え方を 経済界・社会全体 に提示し、……

【経済財政運営と改革の基本方針2023 について(2023年6月16日閣議決定) 抜粋】

(中堅・中小企業の活力向上)

(前略)原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す、取引適正化を推進する。

各事業所管省庁は、業界団体に対し、**労務費の指針**、原材料・エネルギー費の**全額転嫁を
目指す取り組み**について、**各業種の実情に即した形で「自主行動計画」に反映するよう、要請する。**

⇒ 1月下旬から、振興基準 改正案のパブリックコメントを開始し、3月中の施行を目指す。

⇒ 各業界団体は、自主行動計画の改正を理事会等で議論する。 次回の関係省庁会議で、結果をフォローアップする。

振興基準 改正（案）

第4 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項

1 対価の決定の方法の改善

(3) 親事業者及び下請事業者 は、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」（令和5年1月29日 内閣官房新しい資本主義実現本部事務局・公正取引委員会）**に掲げられている、採るべき行動／求められる行動を踏まえ、労務費も含めた価格交渉を行い、取引対価を決定する。** その際、「**労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針**」別添「**価格交渉の申込み様式**」の活用も含め、労務費の上昇分を適切に転嫁できるよう工夫するものとする。

(4) 労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが上昇した場合には、親事業者は、期中の価格変更にできる限り柔軟に応じるものとする。**特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す**ものとする。

下請中小企業振興法

(振興基準)

第3条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため**下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」**という。)を定めなければならない。

(指導及び助言)

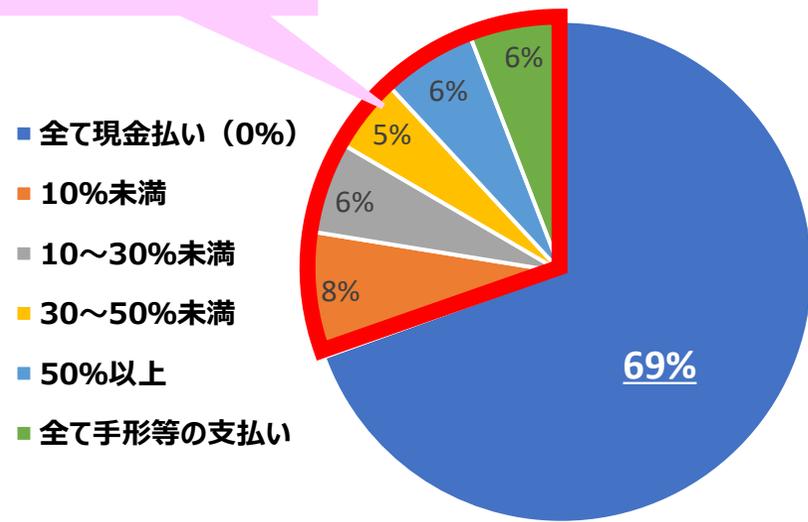
第4条 **主務大臣は**、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、**振興基準に定める事項について指導及び助言**を行なうものとする。

約束手形について

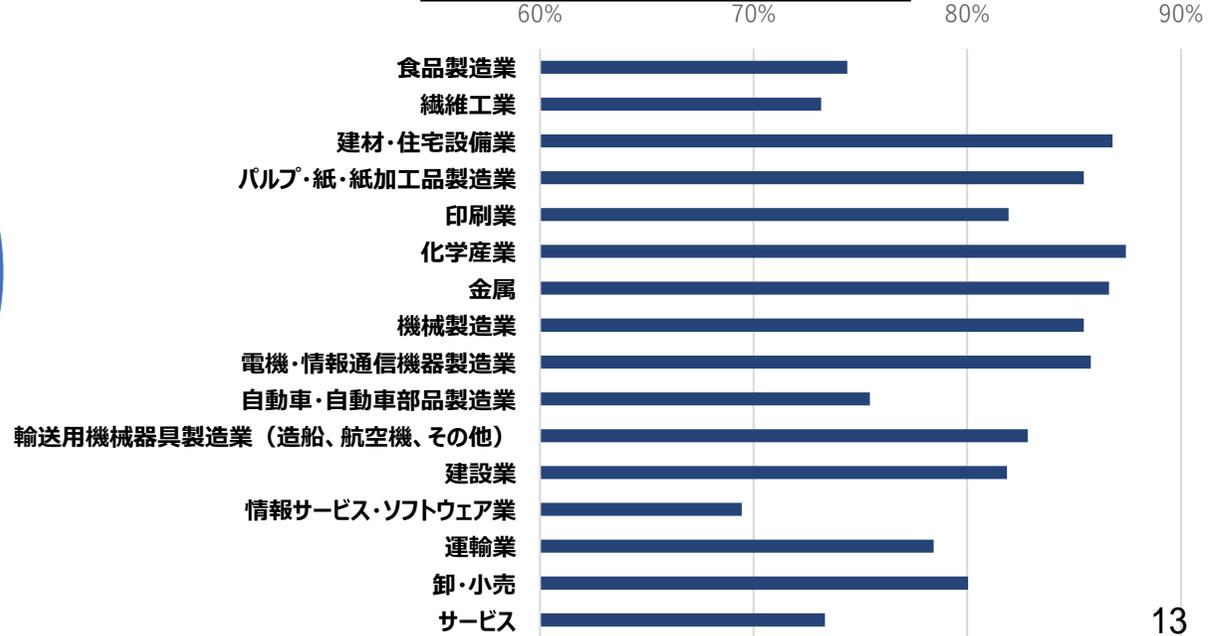
- **令和6年を目途として、現金化までの期間が60日を超える約束手形を、下請法上の「割引困難な手形」に該当するおそれがあるものとして、公取委・中企庁による指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討中。**
- **（現状）**
 - － **代金支払いの中に、一部でも、手形等が含まれる企業の割合は約31%。**
 - － **現金化までの期間が60日超の手形を使用する発注事業者の割合は、業種ごとにばらつき。**
- **下請事業者に資金繰りの負担を寄せないよう、現金化までの期間を短縮する、又は代金は現金払い化するといった支払い条件改善に、サプライチェーン全体で取り組むことが必要。**

手形等での支払い
約31%

支払方法（受注側）



【業種別】現金化までの期間が60日を超える手形を使用する発注事業者の割合



【参考】 約束手形等の支払いサイトの短縮について

- 2023年2月、サイトが60日を超える手形等により下請代金を支払っていた親事業者約6,000者に対し、中企庁と公取委が連名で、可能な限り速やかに60日以内に短縮するよう要請。
- 2024年を目途に、サイト60日超の手形等（※）を指導対象とする前提で見直し検討も記載（④）。（※）電子記録債権（例：でんさい）、一括決済方式（例：ファクタリング、売掛債権の譲渡）も含む

20221219中庁第3号
公取企第351号
令和5年2月22日

親事業者代表者 殿

中小企業庁事業環境部
取引課長
統括下請代金検査官

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部
企業取引課長
下請取引調査室長

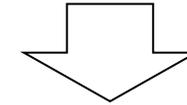
手形等のサイトの短縮について

令和4年6月27日付け「下請事業者との取引に関する調査について」に基づき、下請取引の状況について御報告いただきありがとうございました。

貴社から御報告いただいた回答内容を確認したところ、貴社は、下請代金の支払につき、手形等（手形、一括決済方式又は電子記録債権をいう。以下同じ。）のサイト（手形期間又は決済期間をいう。以下同じ。）が60日を超える手形等により支払っているとする回答がありました。

- ① 令和3年3月31日に、公正取引委員会及び中小企業庁は、同封の「下請代金の支払手段について」のとおり、おおむね3年以内（令和6年）を目途として手形等のサイトを60日以内とするよう、要請を行っています。

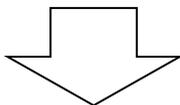
④



また、当該要請に伴い、来年を目途として、サイトが60日を超える手形等を下請法（下請代金支払遅延等防止法をいう。以下同じ。）の割引困難な手形等に該当するおそれがあるものとして指導の対象とすることを前提に、下請法の運用の見直しを検討することとしています（注）。

- ② そのため、貴社におかれましては、可能な限り速やかに手形等のサイトを60日以内とさせていただきようお願いいたします。

③（注）公正取引委員会及び中小企業庁は、現在、繊維業は90日、その他の業種は120日のサイトを超える長期の手形等を下請法の割引困難な手形等に該当するおそれがあるとして指導しています。したがって、貴社から御報告いただいた回答内容において、手形等のサイトについて繊維業は90日、その他の業種は120日を超える手形等により下請代金を支払っているとするなど、下請法違反が疑われる回答内容があった場合等には、後日、公正取引委員会又は中小企業庁の職員が照会したり、実際に貴社の事業所へ赴いて調査・確認をさせていただき場合があるほか、指導等の措置を採る場合があります。



型取引の適正化について（これまでの取組状況）

1. 2019年12月、「型取引の適正化推進協議会」^(※)、報告書取りまとめ

(※) 学者、中小企業、自動車等の発注者業界団体、鋳造等の下請業界団体が参画。中企庁・製造産業局が事務局。

→ 2021年7月、下請振興法に基づく「振興基準」へ反映

2. 「型」を作成・利用する各業界において、取引適正化に向けた取組を実施。

→報告書・振興基準の改定を受け、自主行動計画の改定。業界ごとに、取組状況のフォローアップ

→2023年3月、下請Gメンヒアリングの結果に基づき、型取引の適正化について、各業界団体に対し自主行動計画の改定・徹底を指示。

3. 2023年、公正取引委員会は初めて、「型」を無償で保管させていた行為等が、下請法に違反する事例を勧告。

→ 公取委・中企庁は、勧告事例を添付の上で、関係業界へ無償保管の予防を周知。今後、実態調査を行う。

今後の価格転嫁対策

1. 9月の価格交渉促進月間フォローアップ調査結果に基づく指導・助言

交渉・転嫁の状況の芳しくない約20社の経営トップに対し、業所管大臣名で指導・助言。

⇒ **速やかな指導・助言の実施と、その後の取組状況のフォロー**

2. 労務費、原材料費、エネルギーコストの価格転嫁の更なる後押し

(1) 下請振興法に基づく「**振興基準**」を改定し、

①適切な取引対価の決定にあたって「**労務費の指針**」に沿った行動を適切に取る旨

②原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、**適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す**ものとする旨を追記。

【骨太2023 抜粋】

(中堅・中小企業の活力向上)

(前略)原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指し、取引適正化を推進する。

(2)「**振興基準**」改定を踏まえ、各業界団体は、**労務費の適切な転嫁に向けた交渉のあり方や、原材料費やエネルギーコストの適切なコスト増加分の全額転嫁を目指す取り組み**について、**各業種の実情に即した形を検討し、「自主行動計画」に反映**。

(次回の中小企業等の活力向上に関するWGで取組状況をフォローアップ)

(3)2024年3月の価格交渉促進月間では、**労務費の価格転嫁**について、個別に項目を立て、**重点的なフォローアップ調査を実施**。

宣言拡大に向けた政策的インセンティブの拡充

- 中小企業による価格転嫁の円滑化、サプライチェーン全体の付加価値向上の観点から、取引先を多く抱える大企業において幅広く宣言していただくことが重要。
- このため、宣言に関する政策的インセンティブの拡充を進めているところ。

1. 賃上げ促進税制*

➡一定規模以上の企業が税制を利用するに当たっては、パートナーシップ構築宣言の公表が必須。

※事業者が前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税額等から税額控除できる制度。

2. 宣言企業の申請に対する補助金における加点の他省庁に拡大した例

① 放送コンテンツによる地域情報発信力強化事業【総務省】

➡コンテンツを通じて日本各地の魅力を海外に発信し、地域からの情報発信を強化することにより我が国に対する関心を高めて海外から各地域に需要を呼び込み、地域経済の活性化を促進。

② 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（SHIFT事業）【環境省】

➡企業間で連携したバリューチェーンの脱炭素化の取組を支援

令和5年度補正予算及び令和6年度税制改正要望

▼令和5年度補正予算（省力化投資への補助金）

補正① 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

補正② 中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金）

補正③ 中小企業省力化投資補助事業

補正④ 物流効率化に向けた先進的な実証事業

補正⑤ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費

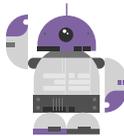
▼令和6年度税制改正要望

税制① 賃上げ促進税制の拡充・延長

税制② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長

省力化投資への支援メニュー

※詳細は検討中

施策名	内容、目的	補助率等
<p>① 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金 (令和5年度補正予算額1,000億円)</p>	<p>地域の雇用を支える中堅・中小企業が、足元の人手不足等の課題に対応し、成長していくことを目指して行う工場等の拠点の新設や大規模な設備投資を促進し、地方においても持続的な賃上げを実現。</p>	<p>補助上限 50億円 ※投資額 10億円以上</p> <p>補助率 1/3</p> 
<p>② 中小企業生産性革命推進事業（ものづくり・商業・サービス補助金） (令和5年度補正予算額2,000億円の内数)</p>	<p>中小企業等が行う、革新的な製品・サービスの開発、生産プロセス等の省力化に必要な設備投資等を支援する。</p>	<p>省力化（オーダーメイド）枠 補助上限 750万円～8,000万円 ※賃上げ特例あり 補助率 中小 1/2 小規模・再生 2/3</p>
<p>③ 中小企業省力化投資補助事業 (令和5年度補正予算額1,000億円) (中小企業等事業再構築促進事業を再編)</p>	<p>人手不足に悩む中小企業等のため、カタログから汎用製品を選んで行うような簡易なプロセスにより、省力化投資への支援を行う。</p> 	<p>省力化投資補助枠（カタログ型） 補助上限 200万円～1,000万円 ※従業員規模によって変化</p> <p>補助率 1/2</p>
<p>④ 物流効率化に向けた先進的な実証事業 (令和5年度補正予算額55億円)</p>	<p>荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じて、省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証等を行う。</p>	<p>荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業</p> <p>補助率 中堅企業 1/2 中小企業 2/3</p>
<p>⑤ 省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費 (令和5年度補正予算額1,160億円) 【国庫債務負担行為要求額2,325億円】</p>	<p>工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備・先進型設備等の導入を支援。 ※「徹底した省エネ」を実現しつつ、結果として既存設備を活用した自動化が可能（R4補正予算）</p>	<p>補助上限 15億円 (非化石転換設備の場合は20億円)</p> <p>補助率 中小企業 1/2以内 大企業 1/3以内</p>

大
投資規模イメージ
小

補正① 中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金

R5年補正予算 1,000億円
(国庫債務負担含め総額3,000億円)

- 地方においても賃上げが可能となるよう、中堅・中小企業が工場等の拠点を新設する場合や大規模な設備投資を行う場合について、支援措置を新たに実施する。

大規模成長投資の支援

イメージ図

< 製造業 >



生産工程の抜本的改革

<CO2削減や生産性向上>

< 卸売業 >



最新設備を導入した
物流センター

<生産性向上>

事業概要

中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的に、労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助

- ・補助上限額 **50億円**
- ・補助率 **1/3**
※投資下限額は10億円

成果目標

上記の事業により、対象事業に関わる従業員の1人当たり給与支給総額が、地域別の最低賃金の伸び率を超える伸び率を実現する。

- 雇用の多くを占める中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、**革新的な製品・サービスの開発や生産性プロセス等の省人化に必要な設備投資等を支援。**
- 現在は17次（～3/1（金））、18次（～3/27（水））ともに公募中。**（注：17次締切の公募に応募された事業者は、18次締切の公募には応募できませんので、ご注意ください。）**

予算額	令和5年度補正予算「中小企業生産性革命推進事業」2,000億円の内数		
基本要件	以下を満たす3～5年の事業計画書の策定及び実行 ① 付加価値額 年平均成長率 +3% 以上増加 ② 給与支給総額 年平均成長率 +1.5% 以上増加 ③ 事業場内最低賃金が 地域別最低賃金 +30円 以上	※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。また、基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。	
補助対象経費	<共通> 機械装置・システム構築費（必須）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 <グローバル枠のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費		
支援類型	枠・類型	補助上限額 ※カッコ内は大幅賃上げを行う場合	補助率
	17次 省力化（オーダーメイド）枠	5人以下 750万円（1,000万円） 6～20人 1,500万円（2,000万円） 21～50人 3,000万円（4,000万円） 51～99人 5,000万円（6,500万円） 100人以上 8,000万円（1億円）	1/2 ※（小規模・再生 2/3） ※補助金額 1,500万円までは 1/2、 1,500万円を超える部分は 1/3
18次	製品・サービス高付加価値化枠		
	通常類型	5人以下 750万円（850万円） 6～20人 1,000万円（1,250万円） 21人以上 1,250万円（2,250万円）	1/2（小規模・再生 2/3） （新型コロナ回復加速化特例 2/3）
	成長分野進出型（DX・GX）	5人以下 1,000万円（1,100万円） 6～20人 1,500万円（1,750万円） 21人以上 2,500万円（3,500万円）	2/3
	グローバル枠	3,000万円（3,100万円～4,000万円）	1/2（小規模 2/3）
	 大幅賃上げに係る補助上限額引き上げの特例 ：補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者（給与支給総額 年平均成長率 +6%以上等）に対して、 補助上限額を 100万円～2,000万円上乘せ （申請枠・類型、従業員規模によって異なる。新型コロナ回復加速化特例適用事業者を除く。）		

令和5年度補正予算
での主な変更点

- ・「**省力化（オーダーメイド）枠**」を新設し、**補助上限額を大幅に引き上げ、省力化投資を重点支援**
- ・現行の枠を見直し、「**製品・サービス高付加価値化枠**」と「**グローバル枠**」に整理統合。
- ・**今後成長が見込まれる分野（DX・GX）は通常枠よりも補助上限額・補助率を引き上げることで支援を重点化**

- 人手不足に悩む中小企業の省力化投資を強力に支援。
- 人手不足解消に効果がある商品を予め「カタログ」に掲載し、中小企業等が選択して導入できるようにすることで、簡易で即効性がある支援措置を新たに実施する。

カタログ掲載機器 (IoT、ロボット等) のイメージ

・無人搬送ロボット



著作者: user6702303 / 出典: Freepik
https://jp.freepik.com/free-photo/automated-guided-vehicle-loading-boxes_18321421.htm#query=agv&position=14&from_view=keyword&track=sph

・検品・仕分けシステム



著作者: macrovector / 出典: Freepik
https://jp.freepik.com/free-vector/smart-industry-icon_23182671.htm#query=%E6%A4%9C%E5%93%81%E8%A3%85%E7%BD%E&position=31&from_view=search&track=ais

・無人監視システム



Image by macrovector on Freepik
https://www.freepik.com/free-vector/realistic-video-surveillance-camera-side-view-vector-illustration_23505496.htm#query=%E7%9B%A3%E8%A6%96%E3%82%AB%E3%83%A1%E3%83%A9&position=29&from_views=search&track=ais

・キャッシュレス型自動券売機



提供: ピクスタ
<https://pixta.jp/illustration/91446448>

枠	補助上限額	補助率
省力化投資枠 (カタログ型)	従業員数5名以下 : 200万円(300万円) 従業員数6~20名 : 500万円(750万円) 従業員数21名以上: 1000万円(1500万円) ※賃上げ要件を達成した場合、() 内の値に補助上限額を引き上げ	1/2

事業の内容

事業目的

- ・我が国の国民生活・経済を支える社会インフラである物流には、「物流の2024年問題」のみならず、構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の危機が迫る。
- ・物流の2024年問題を乗り越え、社会インフラである物流を維持するためには、荷主企業の行動変容が重要。
- ・『即効性のある設備投資の促進』を加速化させるために先進的な実証事業を行うことで、物流の投資効果を明らかにし、荷主企業の投資意欲を喚起するとともに、本実証の成果の積極的な横展開を行う。また、ラストワンマイル配送の省力化に向けた先進的な実証も行う。

事業概要

→ 次ページ

(1) 荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業

荷主企業の物流施設の自動化・機械化に資する機器・システムの導入等に係る費用を補助することを通じて、荷主企業の省力化や物流効率化の投資効果を明らかにする実証を行う。

(2) 自動配送ロボット導入促進実証事業

公道を走行する自動配送ロボットの採算性を確保したサービスモデルを創出し、市場の確立を図るため、複数拠点・多数台運行による大規模なサービス実証を行う。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中堅企業 1/2、中小企業 2/3
- (2) 補助率：大企業・中堅企業 1/3、中小企業 2/3

成果目標

本実証事業を通じ、『即効性のある設備投資の促進』を加速化させ、「物流の2024年問題」及び構造的な需給ひっ迫による輸送力不足の解消に寄与する。

補正④ 荷主企業における物流効率化に向けた先進的な実証事業について（対象の物流設備の例）

想定する対象機器・システム等

〔この例示は一部であり、加えて、各業界・輸送品ごとに固有の物流設備も含まれ得る。〕

入出荷

トラックローダー



フォークリフト(有人・無人)



パレタイザー・デパレタイザー

⋮



保管

物流資材、洗浄等附属設備



レンタルパレット

自動倉庫 (ビル式、パレット式)



保管ラック

⋮

運搬

コンベヤ

垂直搬送機

AMR (自律走行搬送ロボット)



AGV (無人搬送ロボット)

⋮



仕分け

自動仕分け機



ピッキングシステム・ロボット

⋮



等

システム関係

バス予約システム

倉庫管理システム

伝票電子化・物流EDI

AIカメラ・システム

RFID等自動検品システム

工程設計・BIシステム

積付管理システム

輸送マネジメントシステム

等
24

補正⑤ 省エネ設備への更新支援（省エネ補助金）

【国庫債務負担行為要求額 2,325億円】
 ※令和5年度補正予算額：1,160億円

事業区分	事業概要	省エネ効果の要件	補助対象経費	補助率	補助金限度額
(Ⅰ) 工場・事業場型 ※従来のA類型（先進事業）とB類型（オーダーメイド型事業） 生産ラインの入れ替えや集約など、工場・事業場全体で大幅な省エネ化を図るものを補助	工場・事業場全体で、機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、先進型設備等の導入を支援。	①省エネ率+非化石割合増加率：10%以上 ②省エネ量+非化石使用量：700kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：7%以上 先進要件 ①省エネ率+非化石割合増加率：30%以上 ②省エネ量+非化石使用量：1,000kl以上 ③エネルギー消費原単位改善率：15%以上	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	中小企業等 1 / 2 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 2 / 3 以内） 大企業・その他 1 / 3 以内 （先進型設備等を導入し、先進要件のいずれかを満たす場合、 1 / 2 以内）	【上限】15億円/年度 （非化石転換は20億円/年度） 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の上限額は20億円（非化石転換は30億円） ※連携事業や、先進要件を満たす複数年度事業の上限額は30億円（非化石転換は40億円）
(Ⅱ) 電化・脱炭素燃転型 ※R5補正で新設 主に中小企業の活用を念頭に、脱炭素につながる電化や燃料転換を伴う設備更新を補助	化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援。 対象設備は(Ⅲ)設備単位型で指定される下記設備のみ。 ①産業用ヒートポンプ ②業務用ヒートポンプ ③低炭素工業炉 ④高効率コージェネレーション ⑤高性能ボイラ	電化・脱炭素目的の燃料転換を伴うこと。 （ヒートポンプで対応できる低温域は電化のみ）	設備費 （電化の場合は付帯設備も対象）	1 / 2 以内	【上限】3億円 （電化の場合5億円） 【下限】30万円
(Ⅲ) 設備単位型 より中小企業が使いやすいよう、リストから選択する機器への更新を補助	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備を導入。	予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たす設備を導入すること。	設備費	1 / 3 以内	【上限】1億円 【下限】30万円
(Ⅳ) ※ エネルギー需要最適化型 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)との組合せ、又は、単独での使用が可能	事前登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、EMSを用いてエネルギー使用量を計測することで、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業。	申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を満たす事業	設備費 ・ 設計費 ・ 工事費	中小企業等 1 / 2 以内 大企業・その他 1 / 3 以内	【上限】1億円/年度 【下限】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は、1億円

➔ いずれの類型も、複数年の投資計画に対応

- 「具体的に何をやればよいか分からない」との中小企業の声も多いことから、**専門家による省エネ診断への支援を強化**（来年度は**今年度比倍増**の案件数を見込む）
- 省エネの専門家が中小企業を訪ね、エネルギー使用の改善をアドバイス。省エネ診断を受けた場合は、**省エネ補助金の加点措置**を行っており、**診断から設備支援まで、一体とした支援**を実施。

①事前アンケート・面談

- 診断員が、工場のエネルギー管理者等と面談。
- 工場の設備の仕様や、普段の設備の使い方を確認し、ウォークスルーでの重点確認ポイントをすり合わせる。



②ウォークスルー

- 工場内をまわり、エネルギーの使い方を確認。
- 熱エネルギーの活用状況確認にあたっては、赤外線画像等も用いて、うまく活用できていない熱エネルギーの所在を確認。



③アフターフォロー

- ウォークスルー後、再度面談で、その場でできる省エネのアドバイスを**実施**。
* 4割の企業で、費用のかからない運用改善の提案を実施できている。
- 後日、診断員が、工場でする省エネの余地をまとめた資料を作成し、中小企業に**提案・説明**を実施。

省エネ補助金の加点措置

東北地域を対象に省エネ診断をしている支援機関・民間企業の一例※(令和4年度補正実績) ※()←本店所在地、[]←東北の対象地域

(一社) 省エネルギーセンター(東京都)[全国]
 (一社)カーボンマネジメントイニシアティブ(東京都)[全国]
 東北環境経営(同) (宮城県)[東北6県]
 (株)トーホー(山形県)[宮城県、秋田県、山形県、福島県]

NPO法人循環型社会創造ネットワーク(青森県)[青森県、岩手県、秋田県]
 (株)邑計画事務所(岩手県)[青森県、岩手県、秋田県]
 信幸プロテック(株) (岩手県)[岩手県]
 山形パナソニック(株) (山形県)[山形県]

税制① 賃上げ促進税制の拡充・延長 (所得税・法人税・法人住民税・事業税)

賃上げ促進税制の強化：

- ① **大企業**向けは、**より高い賃上げ**へのインセンティブ強化に向け、更に高い賃上げ率の要件 **(5%、7%)** を創設
- ② **中小企業**向けは、赤字企業等の賃上げ後押しに向け、**前例のない長期となる5年間の繰越控除措置**を創設。
- ③ 地域において賃上げと経済の好循環の担い手として期待される**中堅企業向けの新たな枠**を創設。
- ④ **雇用の「質」**も上げる形での賃上げの促進に向け、
 - ・**教育訓練費を増やす**企業への上乗せ措置の要件を緩和
 - ・**子育てとの両立**支援、**女性活躍**支援に積極的な企業への上乗せ措置を創設
- ⑤ 「**変革期間**」に合わせ、**3年間**の措置期間とする

改正後【措置期間：3年間】⑤

改正前【措置期間：2年間】

大	継続雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	④ 両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乗せ	プラチナくるみ or プラチナえるぼし	5% 上乗せ	35%
	+ 4%	15%					
	① + 5%	20%					
+ 7%	25%						

大	継続雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	15%	+ 20%	5% 上乗せ	30%
	+ 4%	25%			
	-	-			
-	-				

中堅	継続雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	④ 両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 3%	10%	+ 10%	5% 上乗せ	プラチナくるみ or えるぼし三段階目以上	5% 上乗せ	35%
+ 4%	25%						

中小	全雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	④ 両立支援 女性活躍	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 5%	10% 上乗せ	くるみ or えるぼし二段階目以上	5% 上乗せ	45%
	+ 2.5%	30%					
②							

中小	全雇用者 給与等 (前年度比)	税額 控除率	教育 訓練費 (前年度比)	税額 控除率	最大 控除率
	+ 1.5%	15%	+ 10%	10% 上乗せ	40%
	+ 2.5%	30%			

中小企業は、賃上げ実施年度に控除しきれなかった金額の**5年間の繰越しが可能**。

税制② カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の拡充及び延長

(所得税・法人税・
法人住民税・事業税)

- 2030年度46%削減、2050年度カーボンニュートラルの実現に向けては、**民間企業による脱炭素化投資の加速が不可欠**。このため、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、炭素生産性等の要件を見直しつつ、**カーボンニュートラルに果敢に取り組む中小企業に対しては、その取組を協力に後押しする観点から、控除率を引上げ**。
- さらに、カーボンニュートラルに向けた投資は、**投資の検討から投資判断に至るまでの期間や、投資から設備の稼働まで一定の期間が必要**であることを踏まえ、**適用期間を長期化**。なお、対象資産から、需要開拓商品生産設備を除外する。

改正概要

【適用期間】令和10年度末まで

(認定期間：2年以内+設備導入期間：認定日から3年以内)

生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入

(1) 対象

事業所等の炭素生産性（付加価値額／エネルギー起源CO2排出量）を相当程度向上させる計画に必要となる設備

※対象設備は、機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、**車両及び運搬具（一定の鉄道用車両に限る。）**。

ただし、照明設備及び対人空調設備を除く。

※措置対象となる設備は設備単位で炭素生産性が1%以上向上するもの。

(2) 措置内容

現行			見直し・拡充		
企業区分	炭素生産性	税制措置	企業区分	炭素生産性	税制措置
—	—	—	中小企業	17%	税額控除14% 又は特別償却50%
なし	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	大企業	20%	税額控除10% 又は特別償却50%
	7%	税額控除5% 又は特別償却50%	中小企業	10%	
			大企業	15%	税額控除5% 又は特別償却50%

※措置対象となる投資額は、500億円まで。控除税額は、DX投資促進税制と合計で法人税額の20%まで。

対象

効果的な価格交渉には「原価を示した価格交渉」が有効です。

3月と9月は
価格交渉
促進月間！

ご相談ください

価格転嫁サポート窓口

各県のよろず支援拠点に設置

～価格交渉の基礎知識&原価計算手法の習得支援を行っています。～



下請けかけこみ寺

「原材料価格が倍以上になったのに取引先が価格転嫁を全く認めてくれません！」などの中小企業の取引上の悩みの相談に応じています。

0120-418-618 フリーダイヤル

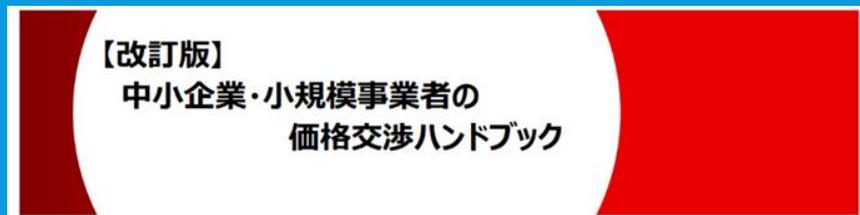


商工会・商工会議所

～「価格交渉ハンドブック」の活用等により、中小企業の価格転嫁を支援しています～

ご活用ください

～取引先と価格交渉を行うために準備しておくといよいツールや、交渉を行う上で押さえておくといよいポイントなどを、わかりやすくまとめています。～



中小企業・小規模事業者の価格交渉ハンドブック (令和5年3月改訂)



中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック(令和元年10月改訂)



価格交渉を行うための事例集(平成29年1月改訂)



ハンドブック、事例集は、こちらからご利用ください。

価格交渉促進月間とは

中小企業が適切に価格転嫁をしやすい環境を作るため、2021年9月より、**毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」と設定**。業界団体を通じた価格転嫁の要請等を実施しています。また、各「月間」終了後は、フォローアップ調査を実施し、**状況の芳しくない親事業者に対しては**下請中小企業振興法に基づき、**大臣名での指導・助言**を実施しています。



価格交渉促進月間について



労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針



価格交渉の申込み様式例

価格転嫁サポート窓口



拠点名	電話番号	設置機関
青森県よ ず支援拠点	017-721-3787	(公財)21あおり産業総合支援センター
岩手県よ ず支援拠点	019-631-3826	(公財)いわて産業振興センター
宮城県よ ず支援拠点	022-393-8044	宮城県商工会連合会
秋田県よ ず支援拠点	018-860-5605	(公財)あきた企業活性化センター
山形県よ ず支援拠点	023-647-0708	(公財)山形県企業振興公社
福島県よ ず支援拠点	024-954-4161	(公財)福島県産業振興センター

このチラシデータはこちら



労務費の転嫁を促進します 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する「12の行動指針」

(内閣官房・公正取引委員会) 令和5年11月29日

採るべき行動/求められる行動	
発注者	受注者
① 本社(経営トップ)の関与	① 相談窓口の活用
② 発注者側からの定期的な協議の実施	② 根拠とする資料は最低賃金上昇率等の公表資料とすること。
③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること	③ 値上げ要請のタイミング価格交渉を申し出やすいタイミングや、受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。
④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行う	④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示すること。
⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと	
⑥ 必要に応じ考え方を提案すること	
発注者・受注者の双方	
① 定期的なコミュニケーション	
② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管	

価格交渉の申込み様式例

労務費、原材料費、エネルギー費それぞれを明示する様式例です。今後の交渉にぜひお役立てください。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針(令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会) 別添

価格交渉の申込み様式(例)

御見積書

〇年〇月〇日 (受注者)

(発注者) 御中

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名(例:業務名、品番、件名)

合計金額 円

内訳

1 原材料価格(素材費、部品購入費等)

材料・品番	単価	数量	金額	(備考)旧単価(円) / 単価上昇率(%)
...				
小計 円				

2 エネルギーコスト(電気代、ガス代、ガソリン代等)

電気代	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	(備考)単価上昇率(%)
...					
小計 円					

3 労務費(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)

改定前の労務費総額	労務費の上昇率	貴社向け売上比率	金額
円	※改定前の支払実績(定期昇給、ベースアップ、法定福利費等)に最低賃金・春季労使交渉受給額等の上昇率を乗じて算出	円	% 円

現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率	金額
円/人・日	人・日	※最低賃金・春季労使交渉受給額等の上昇率	% 円
小計 円			

4 その他

(例) 設備償却費、保管料、輸送費等

小計 円

指針に沿わない行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合は、公正取引委員会において独禁法・下請法に基づき厳正に対処。

「共感」・「協奏」・「変革」

ともにつくる東北。

